

I. ミツウロコガスプランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下、「ミツウロコ」といいます）が定める[ミツウロコガス需給約款]および[主契約料金表]を承諾のうえ、ミツウロコ指定の書式にてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、ミツウロコが必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
- ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から東京電力へ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みをミツウロコが承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から、原則としてガス料金適用開始の日以降1年間といたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたはミツウロコから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
- (4) お申込みにもなる不利益事項

契約先を、他社からミツウロコへ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- ・現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. ガス料金

(1) ミツウロコガス料金表

1ヶ月の使用量にもとづき指定された基本料金と従量料金（原料費調整額を含む）の合計によって算定された金額から3%割引きます。
(消費税等込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	759.00	145.31
B表	20m ³ をこえ80m ³ まで	1,056.00	130.46
C表	80m ³ をこえ200m ³ まで	1,232.00	128.26
D表	200m ³ をこえ500m ³ まで	1,892.00	124.96
E表	500m ³ をこえ800m ³ まで	6,292.00	116.16
F表	800m ³ をこえる場合	12,452.00	108.46

4. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、ミツウロコより書面にてお知らせいたします。

(2) 料金の計算方法

料金は、使用量に応じて、3(1)に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算し、その合計から3%を割引きます。

なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価および平均原料価格は、毎月ミツウロコのホームページでお知らせいたします。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合は、ミツウロコは支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

- ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をミツウロコが受領し、ミツウロコにてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。

(4) ガス料金の支払方法

ガス料金は、口座振替もしくはクレジットカード払いによって支払っていただきます。

口座振替の場合、料金等の振替日は、ご請求日の属する月の27日といたします。

お客さまの事情により口座振替もしくはクレジットカード払いによる支払ができない場合には、当社が指定した様式による当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。なお、払い込みによる支払をされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。

5. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者である東京電力は類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量；44メガジュール 標準熱量；45メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5キロパスカル 最低圧力；1.0キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7

6. ミツウロコからの申し出による需給契約の解約

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・ ミツウロコと他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・ ミツウロコが定める[ミツウロコガス需給約款]および[主契約料金表]の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他[ミツウロコガス需給約款]から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、ミツウロコまたは東京電力がその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・ ミツウロコが定める[ミツウロコガス需給約款]および[主契約料金表]の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) (1)(2)により、ミツウロコが需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。

7. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

8. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、ミツウロコ、東京電力または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

9. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、ミツウロコ、東京電力または当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、11(供給施設等の保安責任(3))のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) ミツウロコ、東京電力または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、ミツウロコまたは東京電力を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

10. 供給の制限等

- (1) ミツウロコ、東京電力または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・ 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・ 法令の規定による場合
 - ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、ミツウロコ、東京電力または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

12. 周知および調査業務

- (1) 東京電力は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東京電力はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果を東京電力が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) 東京電力は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ミツウロコまたは東京電力を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を東京電力に提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

東京電力は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、ミツウロコを通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

18. 情報の共有

ミツウロコは、ガス小売事業者である東京電力との間で需給契約に関する情報を共有いたします。また、ミツウロコまたは東京電力は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、ミツウロコが定める[ミツウロコガス需給約款]および[主契約料金表]の供給条件によります。
- ・ミツウロコは、[ミツウロコガス需給約款]および[主契約料金表]の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・[ミツウロコガス需給約款]および[主契約料金表]の料金プランの供給条件の内容は、ミツウロコのホームページで確認することができます。
- ・ミツウロコまたはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

20. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

各種お手続き ・ お問い合わせ

◆ **ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ**
 ミツウロコグリーンエネルギーカスタマーセンター
 電話番号：0120-326-230 [受付時間：9:00～19:00 (日曜・祝日を除く)]

取次事業者
 会社名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
 本社所在地：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2 太陽生命日本橋ビル 14 階

●ご記入いただいたお客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとするミツウロコの定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。(個人情報の利用目的は、ミツウロコホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。)

ガス小売事業者
 会社名：東京電力エナジーパートナー株式会社
 本社所在地：〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
 ガス小売事業者登録番号：A0002
 [0120-959-272 受付時間帯：9:00～17:00 (土・日・休祝日、年末年始を除く)]

クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、「特定商取引法」の訪問販売等に当たる場合のみ適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が訪問及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)により、無条件で申し込みの撤回を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。
 ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. この場合のお客様は、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 ④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた物またはその他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすように請求することができます。
3. 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または、威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

郵便はがき

切手	グ リ ー ン エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社 行	住 所 ○ ○ ○ ○
電 話 番 号	ご 住 所	ご 契 約 者 名

郵便はがき

右 記 日 付 の 契 約 は 解 除 し ま す。 ● ● ● ● ● 役 務 の 種 類	契 約 日 二 〇 〇 〇 年 〇 月 〇 日
商 品 名	販 売 店 名
電 話 番 号	販 売 所 名

1. 上の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
2. そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額 ②支払った金額(〇〇円)を至急ご返送ください。③振込み先 ④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入します。